明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八一）　二
○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八二）
○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（二八三）　三

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二八一号）（国土交通省）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四八号）の施行期日は、令和四年二月二〇日とすることとした。

**◇住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二八二号）（国土交通省）

一　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正関係

容積率の特例が適用される認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の敷地面積の規模を定めることとした。（第五条関係）

二　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

1　広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、特定行政庁による容積率の特例の許可を追加することとした。（第二条の五関係）

2　建物の売買等の際に説明が義務付けられる重要事項に、特定行政庁による容積率の特例の許可に関する事項の概要を追加することとした。（第三条第一項関係）

三　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係

広告の規制等に係る許可等の処分に、特定行政庁による容積率の特例の許可を追加することとした。（第七条関係）

四　施行期日

この政令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年二月二〇日）から施行することとした。

**◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令**（政令第二八三号）（環境省）

1　環境影響評価法の対象事業のうち風力発電所の設置の工事の事業又は発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業に係る規模要件を、第一種事業については出力が三万七、五〇〇キロワット以上であることに、第二種事業については出力が五万キロワット以上七万五、〇〇〇キロワット未満であることに、それぞれ改めることとした。（別表第一関係）

2　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

3　この政令は、令和三年一〇月三一日から施行することとした。